

令和4年9月8日

指名停止措置について

長浜水道企業団指名停止基準に基づき、次のとおり指名停止とする。

1. 指名停止業者

京都府京都市中京区烏丸通り夷川上ル少将井町245-1

株式会社浅沼組 京滋営業所 所長 川北博幸

2. 指名停止の期間

令和4年9月8日から令和5年3月7日まで（6箇月）

3. 指名停止の理由

長浜水道企業団指名停止基準第3条及び別表第2第9項（4）に該当

（談合または競売入札妨害）

株式会社浅沼組の社員が、千葉県市川市が発注した工事をめぐり、予定価格等の入札情報を不正に入手し入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和4年7月26日に逮捕されたため。

長浜水道企業団指名停止基準

別表第2（第3条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(談合または競売入札妨害)	
9 有資格業者等が次に掲げる機関が発注する工事等に関し、談合罪または競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。	
(1) 企業団	24箇月
(2) 県内の他の公共機関	18箇月
(3) 近畿府県および隣接県内の公共機関	12箇月
(4) 近畿府県および隣接県以外の公共機関	6箇月